

児童相談所の設置に向けた検討状況について

1 特別区における検討状況

(1) 東京都からの提案

平成 28 年 12 月に東京都から特別区の児童相談所設置計画にかかる確認の進め方について、設置希望区一括での人材育成への対応が困難であることから、2～3 区についてモデル的に対応し、その調整状況について、適宜、他の設置希望区にフィードバックするといった提案がなされた。

(2) 東京都の提案に対する対応

東京都の提案に対して、特別区間の調整を図った結果、モデルとする区については、設置予定時期の最も早い 3 区（世田谷区、荒川区、江戸川区）を基本とし、対象区の拡大及び速やかな設置計画案の確認を求めることとした。

また、この他、必要な事項に関する協議の場の設置をはじめ、情報提供、人材確保についてあわせて要請することとした。

2 中野区における検討状況

(1) 人材確保・育成の取り組み

① 専門職の確保

平成 29 年度より、新たに専門職（心理職）を 4 名採用し、子ども家庭支援センターへ配置する。専門的知識を活用することにより、子どもや家庭への支援を充実し、児童相談所設置に向けた体制強化を図る。

② 児童相談所への派遣研修

平成 25 年度より、児童相談所へ 1 名、1 年間（平成 25・26 年度は 2 年間）職員を派遣し、人材育成を図ってきたところである。平成 29 年度においては期間を 2 年間とし職員派遣を継続し、児童相談所設置に向けて中核となる職員の養成を図る。

③ 専門研修の受講等

援助スキル向上、面接技術、法的対応、少年事件、情報開示等にかかる専門研修の積極的な受講を進めるとともに、児童相談所派遣を経験した職員等による O J T の充実を図る。

(2) 要保護児童対策地域協議会の強化

① 要保護児童対策地域協議会について

要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）は、要保護児童及び保護者等に対する適切な支援を図るため、必要な情報交換や支援内容に関する協議を行う機関であり、児童虐待等への対応にかかる地域連携の核となる組織である。

学校、児童福祉施設、民生・児童委員、医療機関、社会福祉協議会等により組織され、代表者会議をはじめ、すこやか福祉センター圏域でのサポート会議、個別検討会議を開催している。子ども家庭支援センターは調整機関の役割を担っている。

（平成 28 年度の連携実績（平成 29 年 1 月現在））

関係機関数 46 機関

代表者会議 1 回、サポート会議 8 回、個別検討会議等 80 回

実務者研修 1 回（参加者 131 人）（平成 29 年 2 月開催）

② 体制の強化

法改正により協議会の強化策として、調整機関への専門職の配置及び研修受講が義務付けられたところである。（平成 29 年 4 月施行）

区では既に、児童福祉司任用資格を有する者、保健師、保育士等の専門職を配置しているが、研修受講等によりさらに調整能力を高め、関連会議や実務者研修の充実に生かし、協議会の体制強化を図る。

(3) 国・都による支援

法改正では、施行 5 年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、国は、その設置に係る支援等必要な措置を講ずることとされており、設置準備事務や人員配置・育成等への支援が予定されているところである。

また、都においても、児童相談にかかると都・区間の連携強化について取組がなされると聞いている。

今後、そうした国・都の動向について情報収集に努め、必要な支援について積極的に活用を検討する。

3 今後の検討スケジュール

次のとおり検討を進める。なお、今後、特別区としての検討や、国、東京都との協議の進捗に合わせて内容の調整を図る。

平成 29・30 年度

- ◇ 一時保護所設置の考え方の整理、施設確保策の検討・整理
- ◇ 一時保護所の相互利用等広域調整の検討

- ◇ 専門職の計画的配置・採用・育成、児童相談所への派遣研修継続
- ◇ 社会的養護（児童養護施設・里親等）の考え方と広域調整の検討
- ◇ 児童相談所設置市事務実施体制の検討・整理
- ◇ 国・東京都との協議

平成 31・32 年度

- ◇ 児童相談所設置市の政令指定手続き、条例等例規整備
- ◇ 児童相談所業務・ケースの引継、児童相談所設置市事務の引継

平成 33 年度

- ◇ （仮称）総合子どもセンター 開所
（児童相談所機能含む）